

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六一九〇

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「及び歯科医師の職（本庁の課長以上の職及びこれらに相当する職を除く。）」を「、歯科医師、臨床心理、通訳、犯罪鑑識、音楽隊員、交通技術、建築及び自動車整備士の職（本庁の課長以上の職及びこれらに相当する職を除く。）（建築の職にあつては、警察本部に置かれるものに限る。）」に改める。

別表第五選考の対象となる職に、「三十五 児童福祉司の職」及び「三十六 自動車整備士の職」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。